

## 瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託 受託候補者特定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、瀬谷区入札参加資格審査・指名業者委託選定委員会要綱第8条の規定に基づき、「瀬谷区寄り添い型生活支援事業」を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

### (参加資格)

第2条 次の各号すべてに該当する団体。

- (1) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (2) 代表者もしくは役員が、指定暴力団の構成員ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 契約締結日までに、一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応する種目（福祉サービス）または（その他の委託等）について登録が認められた者であること。
- (7) 参加意向申出書の提出期限以降、受託候補者の特定の日までの手続き期間中、指名停止を受けていない者であること。
- (8) 子ども及び子育て家庭への支援能力を有すると認められる者であること。

### (参加表明手続)

第3条 参加を申請する者は、「参加意向申出書」（様式1）を提出すること。

### (参加資格の確認と提出要請書の送付)

第4条 前条の参加意向申出書を提出した者に、参加資格確認結果通知書にて参加資格確認結果を通知する。参加資格を確認した者には、提出要請書を送付し、提案書（様式3）の提出を要請する。

### (提案書の内容)

第5条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。ただし、(6)については該当がある場合のみ添付する。

- (1) 法人・団体等の概要・事業実績（様式4）
- (2) 当該業務の実施方針（様式5）
- (3) 当該業務の内容と手法（様式6）
- (4) 業務実施体制（様式7）
- (5) 事業予算書（様式8）
- (6) 認定通知書等の写しの添付
  - ア ワーク・ライフ・バランスに関する取組で以下の行動計画の策定をした場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」（ただし書類の提出時に有効期間内のものに限る）。
    - (ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合（従業員101人未満の場合）
    - (イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合（従業員301人未満の場合）
  - イ ワーク・ライフ・バランスに関する取組で以下の認定を受けた場合、認定取得が確認できる「認定通知書の写し」（ただし提出時に有効期間内のものに限る）。
    - (ア) よこはまグッドバランス賞
    - (イ) くるみんマーク、プラチナくるみんマーク（次世代育成支援対策推進法）
    - (ウ) えるぼし（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）
    - (エ) ユースエール（若年雇用促進法）

#### （評価）

第6条 プロポーザルの評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人・団体等の事業実績
  - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
  - (3) 企画内容の妥当性・実現性等
  - (4) 実施体制の妥当性・実現性等
  - (5) 個人情報取扱いについて
  - (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組について
- 2 提案書にもとづくヒアリングを実施し、当該業務に最も適した者を特定する。
  - 3 評価の採点が同点の場合は、地方自治法施行令167条の9に基づき、くじ引きとする。
  - 4 評価の採点が、総合点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）の60%に満たない場合（ワーク・ライフ・バランスに関する取組を除く）、または評価の項目（ワーク・ライフ・バランスに関する取組を除く）のうち評価委員すべてがE評価とした項目があった場合は受託候補者とししない。
  - 5 提案者が1者の場合にも評価を実施する。
  - 6 各々の提案者の評価結果については、結果通知書にてその提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第7条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
- (1) 瀬谷区総務課長（委員長）
  - (2) 瀬谷区生活支援課長（副委員長）
  - (3) 瀬谷福祉保健センター担当部長
  - (4) 瀬谷区学校連携・こども担当課長
  - (5) 瀬谷区小学校校長会代表
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を瀬谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 委員会の総務は、瀬谷区こども家庭支援課が行う。

(参加資格確認の通知)

第8条 第4条により参加資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により参加資格が認められなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(選定の効力)

第9条 受託候補者として特定した者（以下、「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が業務を開始した年度から起算して5か年度とする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、業務の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

(評価結果の通知)

第10条 第6条の評価結果により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の

午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

#### 附 則

この要領は、令和元年10月24日から施行する。